

この冬健康で働ける職場を これからどんな職場になるのか怖い

この冬は新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行になることから、従来以上に健康への留意が必要で
す。では都内の郵政職場は健康に留意して働ける実態にな
っているかという点、慢性的な人員不足から無理せざるを
えなくなっています。それは郵便事故、交通事故がいつで
も起こりうるものです。それを郵便内務、外務の職場から
今の実態を報じます。

郵便部の実態

朝の5時出勤をしていた
ゆうメイトが重い荷物を頻
繁に扱っていたために腰を
悪くして退職。その退職で欠
員がうまれたことから、7時
出勤者に前超をかけて6時
出勤にさせている。それが朝
5時頃の電話でお願いされ
ることもある。業務をすすめ
る責任者は欠員の補充を考
えています。東京支社から
「現状の人数で足りている
ので募集を許可しない」と言

集配部の実態

われて頭を痛めています。
時間前着手、昼休みも10
分程度しか取らないサービ
ス労働が多くなっています。
そして、日勤をやって夜勤ま
での通し勤務が常態化して
います。かつては日勤、夜勤
は別々の人がやっていたの
に1人で行うので身体はポ
ロボロ。以前は「これは問題
だ」と言う人がいたけども、
最近では慣れっこになって当
たり前になっている。「異常

これは会社の義務

東京支社はサービス労働
には「勤務時間管理を徹底
していく」、人員不足には
「引き続き募集していく」
としています。

しかし、先の例から分か
るように現場の責任者が募
集を求めても「支社が許可
しない」というのは人員を
補充するどころか、コスト
コントロールと称して人員
を削っていくことをすすめ

な状態」が異常と言わなく
なっているのは怖い。
といると思わざるをえませ
ん。集配のサービス労働や長
時間・過密労働にしても、労
働者をそうせざるをえない
状況に追い込んでいること
に他なりません。

社員が健康で働けるよう
にするのは会社の責任、安全
配慮をしなければならぬ
のも会社の義務です。

郵政ユニオンは欠員を補
充し、健康で働き続けられる
職場にするよう改めて強く
求めておきます。皆さんも
「異常な働かせ方」にはノー
の声をあげていきましょ

<郵政20条裁判のお知らせ>

集団訴訟第2回口頭弁論

1月21日 地裁16時・510法廷



集団訴訟にも勝利して均等待遇を非
正規社員全体に広げていこう。